

平均売上金額の100分の10に相当する金額を超える試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名	
----------------------------	------------------	-----	--

御注意

「特定税額控除規定の適用可否」欄の括弧書のいずれかに該当する場合には限り、この制度の適用を受けることができます。

特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否		可	
連結親法人事業年度が平成30年4月1日前に開始した連結事業年度の場合、 別表六の二(二十六)「3」、「7」若しくは「10」の要件のいずれかに該当する場合又は 連結親法人が中小連結親法人に該当する連結法人である場合			
試験研究費の額の合計額 (各連結法人の別表六の二(六)付表「1」 の合計)	1	円	円
平均売上金額の合計額 (各連結法人の別表六の二(七)「10」の合計)	2		
平均売上金額の10%相当額 $(2) \times \frac{10}{100}$	3		
平均売上金額の10%相当額を超える試験 研究費の額 (1) - (3)	4		
試験研究費割合 $\frac{(1)}{(2)}$	5		
超過税額控除割合 $((5) - \frac{10}{100}) \times 0.2$	6		
		税 額 控 除 限 度 額 (4) × (6)	7
		調 整 前 連 結 税 額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二) 「2」又は別表一の二(三)「2」)	8
		当 期 税 額 基 準 額 $(8) \times \frac{10}{100}$	9
		当 期 税 額 控 除 可 能 額 (7)と(9)のうち少ない金額)	10
		調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (別表六の二(二十五)「7の④」)	11
		法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (10) - (11)	12

別表六の二（六）の記載の仕方

この明細書は、連結法人が措置法第68条の9第7項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。